

令和元年度

東近江市農業委員会
第10回（1月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金）午前9時から午前11時30分
2. 開催場所 東近江市役所 新館313会議室
3. 出席委員 21人 欠席委員 0人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	12	出
2	出	13	出
3	出	14	出
4	出	15	出
5	出	16	出
6	出	17	出
7	出	18	出
8	出	19	出
9	出	20	出
10	出	21	出
		22	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 事業計画変更承認申請について
- 議案第4号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第5号 東近江市農業委員会規定の一部改正について
- (追加) 議案第6号 土地改良事業参加資格交替の申出について
- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 田畑転換等農地の形状変更届出の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について
- 報告第6号 市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局 長	参 事
主 幹	主 事

農業水産課

主 事

6. 会議の内容

- 議 長 ただ今から、令和元年度第10回、1月期の月例総会を開会致します。
現在の出席者数は21名であり、この総会は成立致します。
日程第1は、議事録署名委員の指名であります。
議席番号5番〇〇〇〇委員、6番〇〇〇〇委員を指名致します。
- 事務局 本日の日程2の議事の上程ですが、議案第6号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を追加させていただきます。
- 議 長 議案第6号を追加することに意見ございませんか。
(異議なし)
- 議 長 異議なしと認め議案第6号「土地改良事業参加資格交替の申出について」の追加上程を認めてよろしいか。
(全員賛成)
- 議 長 追加議案について上程することを認めます。
- 議 長 それでは、日程第2は、議事の上程であります。
- 議 長 最初に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、今在家町に居住される譲受人と大阪府吹田市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今在家町字上白〇〇〇番、117平方メートル、地目「畑」について贈与による所有権移転の申請がされました。譲受人の取得後における耕作面積は65.55アールで下限面積を上回っております。

権利移転の農地は畑の取得ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラックを所有しておられ、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機は地元営農組織と共同利用をされています。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2について、今崎町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、今崎町字荒野〇〇〇番〇、475平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は309.89アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しておられ、乾燥機、籾摺機はリースされています。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号3について、上岸本町に居住される借人と貸人から、貸人所有の農地1筆、上岸本町字西浦〇〇〇〇番、100平方メートル、地目「畑」について使用貸借による権利設定の申請がされました。

なお、借人は貸人の子にあたる方であり、農業者年金の経営移譲年金受給のために申請されます。

借人の権利設定後における耕作面積は165.18アールで下限面積を上回っております。

権利設定の農地は畑ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、トラックを所有しておられ、乾燥機、籾摺機は地元営農組織と共同利用をされています。経営農地は世帯一人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4について、伊庭町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、伊庭町字駒ノ口〇〇〇〇番、2, 696平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は152.49アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糞攪機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯四人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5について、横溝町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、横溝町字西出〇〇〇〇番、1, 000平方メートル、地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は215.36アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、トラックを所有しておられ、乾燥調整、糞攪りはJAカントリーを利用されています。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6について、宮荘町に居住される譲受人と譲渡人から、譲渡人所有の農地3筆、宮荘町字七ノ坪〇〇〇番、1, 047平方メートル外2筆、地目「田」「畑」、合計1, 060.22平方メートルについて売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は88.99アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力するとのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、トラックを所有しておられ、乾燥調整、糞攪りは営農組織に作業委託をされています。経営農地は世帯二人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7について、岡田町に居住される譲受人と大津市に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、岡田町字村ノ内〇〇〇番、26平方メートル、地目「畑」

について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は1, 173アールで下限面積を上回っております。

権利設定の農地は畑ですが、譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8について、伊庭町に居住される譲受人と東京都大田区に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、伊庭町字北川〇〇〇〇番、103平方メートル、地目「畑」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は200.94アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられます。経営農地は世帯三人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9について、合戸町に居住される譲受人と川合町に居住される譲渡人から、譲渡人所有の農地1筆、川合町字南川原〇〇〇〇番、1,304平方メートル地目「田」について売買による所有権移転の申請がされました。

譲受人の取得後における耕作面積は134.76アールで下限面積を上回っております。

譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することのことで、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具についてはトラクター、コンバイン、乾燥機、糶摺機、トラックを所有しておられ、田植機はリースされています。経営農地は世帯四人で耕作され、全部効率利用の面で問題ないと考えます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは審議に入ります。

1番について、何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、2番について何かご意見はございますか。

8 番 2番について、以前にもお話しましたが、土地改良事業ができていない農地で、農業機械や軽トラも入れないような所を売買で所有権移転されておられるようですが、譲受人が本当に農業を続けていくことができるのか心配しています。今後も注視していく必要があると思います。

20番 池田町にも同様の事案があり、農地利用について見え隠れする部分もあるので、しっかりした指導が必要と考えます。

議 長 以前にも有ったとのことですが、農地として利用されているのですか。

8 番 今は遊休農地にはならず、農地として利用されています。

議 長 事務局も今後注視するようお願いします。

議 長 それでは、3番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、4番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、5番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、6番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、7番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、8番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、9番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

議 長 それでは、議案第1号の1番から9番につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。

また、本議案につきまして、申請者に、〇〇〇〇委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

それでは、これから事務局の説明を求めますが、案件数が多いため、途中分けて説明と事前調査の報告を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全員承諾)

議長 それでは、番号1から番号9までと番号10から番号19までを区切って事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定に基づき、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次ぎのとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に議案書の訂正をさせていただきます。番号11から番号14につきましては、許可申請の取り下げ願がありましたので、取り下げとさせていただきます。

事務局 それでは、番号1についてご説明いたします。
本件の譲受人、譲渡人はともに小池町に居住する者で、売買により住宅、農業用倉庫、農作業場として利用するために転用の申請があったものです。
申請地は、東近江市小池町字西浦〇〇〇番〇、登記地目、現況地目ともに「田」、面積999平方メートルの土地です。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人家族は、現在小池町の借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから住宅の建築を検討されました。また、父親から農業経営を継承するため、農業倉庫と農作業場を建設するのにあたり、妻の父親の自宅に隣接しており利便性が良いことから当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、建築面積68.73平方メートルの住宅とトラクターやコンバイン等を収納するための農業用倉庫、乾燥機の保管を兼ねた農作業場を建設される計画であります。また、敷地への進入については、隣接する131番を使用されるため、土地所有者からの通行承諾書が添付されております。
土地の造成計画につきましては、耕土を30センチメートル鋤取り60センチメートル盛土をした後、転圧して仕上げる計画です。隣接地との境界部分はコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止されます。雨水については、敷地内に側溝を設けて、南側の道路側溝へ放流されます。
申請地は、市立湖東第三小学校から北東へ約670メートルに位置し、周囲を宅地、田に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。
第1種農地については、原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。
資金については、金融機関からの借入金と自己資金により調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、農業振興地域整備計画の一部変更の写し、愛知川沿岸土地改良区や湖東土地改良区の意見書等の法定書類が添付されており、他の添付書類についても問題はありませんでした。
以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と

判断いたしました。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号2と番号3は、一体の事業用地でありますので一括してご説明いたします。
本件の譲受人は五個荘新堂町に居住する者で、譲渡人は千葉市若葉区に居住する者及び東京都葛飾区に居住する者で、売買により貸駐車場に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市五個荘新堂町字里ノ内〇〇〇番〇外1筆、登記地目「畑」、現況地目「畑」、合計面積779平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきまして、集落内にあるお寺やゲートボール場の駐車スペースがないため自治会内から要望があり、これらの施設に隣接しており利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、施設利用者12台分の駐車場として利用される計画です。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を20センチメートル鋤取りした後、砕石を敷設して仕上げる計画です。雨水については、地下浸透で処理される計画です。

申請地は市立五個荘中学校から南西へ約950メートルに位置し、周囲を道路、用悪水路、宅地に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものではなく、他の添付書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号4についてご説明いたします。

本件の譲受人、譲渡人はともに野村町に居住する者で、売買により農家住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市野村町字石ナ原〇〇〇番〇、登記地目「宅地」、現況地目「畑」、面積298.60平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、今般譲受人世帯に妻の母親も同居することになりましたが、現在の住宅では手狭であるため、新たに別の住宅建設を検討されました。その結果、現在の住宅に隣接しており、夫婦それぞれの母親の面倒を見るのに利便性が良いことから当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積114.32平方メートルの住宅の建築と自家用車2台分の駐車場として利用される計画であります。また、現在の住宅は申請人の母が引き続き居住されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤の鋤取りは行わずに、整地した後、砕石で仕上げる計画です。雨水については、敷地内に吸込み槽を設置し処理されます。

申請地は、東近江市役所から南東へ約950メートルに位置し、周囲を宅地、道路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号5についてご説明申し上げます。

本件の申請人の譲受人は、主たる事務所を北坂町に置く医療法人で、譲渡人は百済寺本町に居住する者外1名で、売買により譲り受けるものです。

申請地は、東近江市百済寺本町字山添〇〇〇〇番、外3筆、登記地目、現況地目はいずれも「田」で、合計面積5,724平方メートルの土地です。

申請理由として、譲受人が運営する〇〇〇〇〇〇の施設が老朽化していることから現在の駐車場敷地に新病棟を建築し、その後現在の病棟の改修工事を行い利用する計画を進めておられます。現在約400台駐車できる駐車場がありますが、新病棟の建築に伴いその内約140台の駐車場がなくなり、新病棟の建築に伴う利用者、従業員の増加も見込まれることから新たな駐車場が必要となるためとしています。

用地の選定理由につきましては、施設の近隣で利用者の利便性が確保できるためとしております。既存駐車場から1筆宅地を挟んでの位置選定となっておりますが、申請地の周辺においては、東側に名神高速道路を挟んで広がる山林は急傾斜地で活用が困難であり、西側にあるため池は隣接集落の農業用水に利用されており理解が得られず、他に適地は無かったためとしています。

土地の利用計画につきましては、施設利用者と従業員203台分の駐車場であります。駐車場へは東側中央部分から行き、長さ40.5メートル、幅5メートル、勾配7パーセントのスロープを設け、両側にガードレールを設置する計画です。駐車場部分は、耕土を30センチメートル鋤取り、平均厚約30センチメートルの地盤改良を施し盛土をして整地をした後、碎石仕上げとする計画です。雨水については、地下浸透での処理と、敷地内西側にも可変側溝を敷設し南側の用悪水路へ放流される計画です。

申請地は、市立愛東北小学校から北へ約1.2キロメートルに位置し、周囲を用悪水路と田に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地で、特定土地改良事業が施行された区域内であることから第1種農地と判断できます。第1種農地につきましては、原則許可できませんが、既存施設の隣接土地の施設拡張に関する事業で拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものである為、例外的に許可し得るものです。

資金については全額自己資金で調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区や愛東土地改良区の意見書を始め、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号6についてご説明いたします。

本件の申請人の譲受人は、和南町に居住する者で、譲渡人は、聖和町に居住する者で、売買により土蔵として利用するために転用の申請があったものです。なお、申請地については、昭和59年ごろに、農地法の許可を受けずに土蔵を建設したとして、顛末書付きの申請となっております。

申請地は、東近江市和南町字横田〇〇〇番〇、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積49平方メートルの土地です。

申請理由として、隣接する母屋を購入するにあたり、土蔵を一体利用するために申請があったものです。

用地の選定理由につきましては、昭和59年に母屋を建築する際に曳家で移築され、母屋の隣で利便性が良いことから申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、顛末案件の為、現状建物を利用されるもので、家財道具を収納する計画とされています。

雨水については、北側にある側溝へ放流されます。

申請地は、市立山上小学校から南へ約2キロメートルに位置し、周囲を畑と宅地に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満の住宅等が連たんしている区域に近接している農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地につきましては、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。

また、一般基準においても基準に抵触するものではなく、法定書類も添付されております。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号7についてご説明いたします。

本件の申請人の譲受人は、妙法寺に居住する者で、譲渡人は、高木町に居住する者で、売買により戸建住宅として利用するために転用の申請があったものです。

なお、申請地については、当時、農地法について十分な知識がなかったため転用許可を受けずに造成されたとして、顛末書付きの申請となっております。

申請地は、東近江市高木町字堂山〇〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「雑種地」、面積330平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人家族4人は妙法寺町の借家で暮らしていますが、子どもの成長とともに手狭になってきたため、新たに住宅を建築する計画をされました。申請地は、子どもが通っている小学校区域内であり、実家にも近いことから住宅の建設地として選定されました。

土地の利用計画につきましては、隣接する宅地を含めた土地に、建築面積104.75平方メートルの木造2階建ての戸建住宅の建設と、自家用・来客用駐車

場と庭に利用する計画です。

造成計画については、現状地盤を整地のみ行う計画で、軟弱部においては地盤改良や土入替えを実施され砕石仕上げの計画となっています。

生活雑排水については浄化槽を設置して処理し、雨水については敷地内で一箇所に集め北東側の排水路に放流する計画です。

申請地は、市立市原小学校から西へ約270メートルに位置し、周囲を宅地と道路、雑種地に囲まれた都市計画区域外の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満の住宅等が連たんしている区域に近接している農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地につきましては、事業の目的を達成するために申請地に代えて周辺の土地を供することができる場合は原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから例外的に許可し得るものと考えます。

資金については金融機関からの借入金と自己資金で調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、その他の書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号8についてご説明いたします。

本件の譲受人は、湖南省に所在する太陽光を利用した発電装置の設置及び販売等を営む法人です。譲渡人は、大塚町に居住する者及び大塚町に所在する農業協同組合で、売買により太陽光発電施設に転用するため申請があったものです。申請地は、東近江市大塚町字大淵〇〇〇番〇外1筆、登記地目「畑」、現況地目「原野」、合計面積1,376平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、事業拡大のために当該地周辺の山林を購入し、太陽光発電施設を設置するにあたり、周辺土地との一体利用のため当該申請地を選定されました。

周辺の山林を含めた事業全体の土地の利用計画につきましては、横幅99.6センチメートル、長さ201.5センチメートルで1枚あたり400ワット出力の太陽光パネルを6,390枚設置し、総出力は2,556キロワットとなります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを33台設置します。

土地の造成計画につきましては、現状地盤の一部を切土及び盛土をして整地されます。雨水については、調整池を設置しオリフィス柵を介して集約し既存水路へ放流されます。

申請地はふたば保育園から南東へ約850メートルに位置し、周囲を山林、道路、畑に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金で賄われ、一般基準においても基準に抵触する

ものではなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

なお、申請地は森林法第10条の2第1項の規定による林地開発許可申請中であり、農地転用の許可はこの許可を受けて行うものとします。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号9についてご説明いたします。

本件の譲受人は、京都市右京区に所在する木材の卸、小売販売等を営む法人です。譲渡人は、合戸町に居住する者で、売買により駐車場に転用するため申請があったものです。

申請地は、東近江市合戸町字車坂〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「田」面積533平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、合戸町にある事業所の事業拡大のためにトラックの駐車スペースが必要となり、現在資材置場等に使用している土地に隣接する当該地との一体利用のため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、木材運搬用トラック4台分の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、現状地盤を20センチメートル鋤取りした後、65センチメートル盛土をして表面はアスファルトで舗装される計画です。雨水については、既存の排水管を利用して用悪水路へ放流されます。

申請地は市立朝桜中学校から西へ約1.4キロメートルに位置し、周囲を宅地、道路、に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断できます。

第1種農地については、原則許可できませんが、既存施設の隣接土地の施設拡張に関する事業で拡張部分が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものである為、例外的に許可し得るものです。

資金については、全額自己資金で賄われ、一般基準においても基準に抵触するものではなく、法定書類も添付されており、その他の書類についても特に問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

議長 1番から9番までの事務局の説明が終わりました。

本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

19番 1月7日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。

天候不順でしたが、立ち合いいただきました委員の皆様へ感謝申し上げます。

1番の住宅、農業倉庫、農作業場ですが、手前の家が娘さんの親元で、奥の申請地へは親元の既存住宅横のカーポートを取り壊し進入される予定です。奥の一部田が残りますので、親元の敷地横にある進入路にある用水路を延長して導

水され耕作に支障はなく、申請地所有者と親元は兄弟であり協議もされています。建築基準法の接道要件も満たしていることから問題ないと判断します。

2番と3番の貸駐車場ですが、申請地近隣には寺やゲートボール広場があり、集落内に利用者の駐車スペースが少ないことから計画されたものであり、止むを得ないと判断します。

4番の農家住宅ですが、分筆された土地の道路側が申請地です。残りの筆も接道要件を満たすようにされており、今回の申請地については、許可相当と判断します。

5番の駐車場ですが、奥にある病院の病棟増築に伴い、既存敷地の2分の1以内で不足する従業員と来院者の駐車場として計画されています。市開発指導要綱に基づく手続き中です。排水関係については、近隣集落の農業用水として反覆利用している河川に放流されますので、造成は碎石仕上げではありますが、将来的に舗装される時には影響がでないよう対応されることを申し入れておきました。

6番の土蔵ですが、曳家されたもので現状では宅地と一体利用されている顛末案件であり、止むを得ないと判断します。

7番の戸建住宅ですが、一部が顛末案件です。以前には蔵があったようで、今も庭らしきものが残っていました。申請者には区域外通学されておられる子どもさんのこともあり、人口が減少する地域において良い事例であり、許可相当と判断します

8番の太陽光発電ですが、2筆のうち1筆は農業協同組合所有で、今も集落の農協として現存していると聞いています。周辺林地と一体利用されるものであり、問題はないと判断します。

9番の駐車場ですが、製材業の既存施設が手狭なため、既存敷地の2分の1以内として転用されるものです。申請地は周辺道路から低く、利用し難い田であることから、許可相当と判断します。

以上、調査報告とします。

議長 それでは、次に10番から19番までの事務局の説明を求めます。

事務局 番号10についてご説明いたします。
本件の申請人である借受人は、愛知郡愛荘町に所在する土木建設機械の販売・整備を営む法人で、貸渡人は中戸町に居住する者で、賃貸借により太陽光発電施設を設置するため申請があったものです。
申請地は、東近江市中戸町字城ノ内〇〇〇番〇、登記地目「山林」、現況地目「畑」で、面積333平方メートルの土地です。
申請理由として、再生可能エネルギーの導入推進の観点から太陽光発電事業を実施し、さらには生産性の低い農地の有効利用を図るため今回申請されたものです。

土地の選定理由については、30キロワット規模の発電システムの設置を計画され、必要な面積として約300平方メートルの土地が必要であり、事業所周辺の土地を当たりましたが、所有者の合意が得られなかったり、価格面で採算が合わないこと等の理由から条件に合わず苦慮されていたところ、渡人から土地の提供が受けられることとなり、当申請地が面積や気象条件等考慮して最適であると判断されました。

土地の利用計画につきましては、現状地盤を整地した後、碎石仕上げとし、横幅165.2センチメートル、長さ99.4センチメートルで1枚あたり260ワット出力の太陽光パネルを104枚、傾斜度10度にて設置し、総出力は27.04キロワットとなります。周囲には、高さ1.2メートルのメッシュフェンスを設置し、防犯面・安全面に配慮するとしています。

雨水は地下浸透とする計画です。

申請地は、愛東支所から南西へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を畑、宅地に囲まれた都市計画区域非線引き区域内の農振白地の土地であります。農業公共投資の対象となっていない団地規模がおおむね10ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

第2種農地につきましては、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。資金については、全額自己資金とし、一般基準においても基準に抵触するものではありませんでしたが、添付書類について、隣接農地の同意が必要な者から同意が得られておりません。昨年4月ごろより、借受人から隣接所有者へ訪問し、説明を行われ理解を求められましたが、「承諾書への署名をする気持ちにはなれない」と言われ承諾に応じてもらえなかったということでした。ただその後、昨年4月に境界の確認の立会はされており、5月に境界は確定されております。

今回同意が得られていないのは、土地利用計画図で見ると、北東側の畑地の所有者からですが、この隣接農地の同意書は法定の添付書類ではなく、許可基準の内の一般基準において周辺農地に係る営農条件に支障がないかなど、転用における被害防除の判断のため参考資料として添付を求めているものです。このことから申請人である借受人に被害防除措置について、関係書類の提出を求め確認をいたしました。

農地法上の被害防除措置は法第5条第2項第4号に明記されていますが、そこには、申請に係る農地を農地以外のものにするにより、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合、その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には許可をすることができないとなっています。

今回の案件で、それぞれ事業者にこれらのことについて確認をさせていただきました。

まず、土砂の流出やその他の災害を発生させるおそれがあるかどうかですが、その他の災害とはガス、粉塵、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障があるかどうかということです。土砂の流出については、今回同意が得られていない農地と同様の地盤高であり、茶畑の起伏を整地し碎石で仕上げるのみとしていることから、発生する可能性はないと判断しました。

また、ガス・粉塵は、敷地内には太陽光パネルと引込柱、フェンスのみで、発生は考えにくく、碎石を敷設されるため粉塵の発生もないと判断いたしました。

農業用排水施設機能に支障を及ぼすかどうかについては、取水口や排水口もなく、愛知川沿岸土地改良区の受益地外であり、支障はないと判断しました。

周辺の農地に係る営農条件に支障があるかどうかについては、主に3つ要件がありますが、1つは集団的農地を蚕食又は分断するおそれがないか、2つ目は、周辺農地への日照、通風等に支障がないか、3つ目は、農道等、農地の保全または利用上必要な施設の機能に支障がないかどうかということです。

蚕食又は分断のおそれの有無については、申請地は住宅等が連担している農地で、現状で周囲には集団的な農地はないため、蚕食・分断するおそれはないと判断できます。

2つ目の日照や通風等については、境界には高さ1.2メートルのメッシュフェンスを設置され、太陽光パネルの設置高も地盤から1.4メートルと高く、さらに境界から1メートル程度の管理スペースを設けられることから、日照や通風に支障を及ぼすおそれはないと判断できます。

3つ目の農地の保全または利用上必要な施設については、申請地付近に施設はなく機能に支障を及ぼすおそれはないと判断できます。

その他、添付書類として、当事業に起因する問題が生じた場合は転用事業者の責任において対応するとの誓約書を付けていただいております。

以上のことから、隣地承諾は添付されておりませんが、一般基準である周辺農地の営農条件の支障の有無については特に問題ないと判断をいたしました。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号15についてご説明いたします。

本件の譲受人は愛東外町に所在し建築業や発電及び電気の供給、販売等に関する事業を営む法人で、譲渡人は五個荘築瀬町に居住する者で、売買により太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市五個荘築瀬町字上川原〇〇番〇、登記地目「畑」、現況地目「畑」、面積193平方メートルの土地です。

申請理由としましては、再生可能エネルギー買取り制度を活用して太陽光発電を行い、生産性の低い農地の有効利用を図るため今回申請されたものです。

土地の選定理由につきましては、日当たりが良く、事業規模に適した土地を検討されましたが、条件に適した土地が他になかったためとしています。

土地の利用計画につきましては、現状地盤を整地、転圧し、横幅100センチメートル、長さ167センチメートルで1枚あたり285ワット出力の太陽光パネルを128枚、傾斜度10度にて設置し、総出力は36.48キロワットとなります。また、集めた電力を送電するパワーコンディショナーを2台設置します。周囲にはフェンスを設置され、雨水については地下浸透にて処理されます。

申請地は、五個荘支所から北へ約1.3キロメートルに位置し、周囲を雑種地、用水路、畑、山林に囲まれた都市計画区域市街化調整区域内の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、先ほど土地の選定理由で述べたとおり、代替性が見

込めないことから例外的に許可し得るものです。

資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものではなく、その他の添付書類についても特に問題はありませんでした。以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号16についてご説明いたします。

本件の譲受人は、上平木町に居住する者で、譲渡人は近江八幡市に居住する者で、売買により庭として利用するために転用の申請があったものです。

なお、申請地については、自宅を建築した平成4年頃に、農地法の許可を受けずに庭として利用されていたとして、顛末書付きの申請となっています。

申請地は、東近江市上平木町字森ノ下〇〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「宅地」、面積42平方メートルの土地です。

申請理由として、申請地が農地であることが判明し、引き続き今後も庭として利用するため申請があったものです。

用地の選定理由につきましては、住宅に隣接しており、一体利用ができるためとしています。

土地の造成計画につきましては、現状のまま使用されます。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、平田コミュニティセンターから北西へ約870メートルに位置し、周囲を宅地、雑種地、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、申請地周辺に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可できるものです。資金については顛末案件の為、発生せず、一般基準においても基準に抵触するものではなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号17についてご説明いたします。

本件の譲受人は、上平木町に所在し土木業並びに運送業を営む法人で、譲渡人は近江八幡市に居住する者で、売買により駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市上平木町字森ノ下〇〇〇〇番〇、登記地目「田」、現況地目「畑」、面積60平方メートルの土地です。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、当該申請地は譲受人が所有する駐車場に隣接しておりますが、敷地を拡張することで大型車両の転回が容易になり、安全性や利便性が向上するためとしています。

土地の利用計画につきましては、隣接している駐車場と一体利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、表土を20センチメートル鋤取り、同量の碎

石を埋め戻す計画です。雨水については、地下浸透で処理されます。

申請地は、平田コミュニティセンターから北西へ約870メートルに位置し、周囲を宅地、雑種地、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、特定土地改良事業等の施行されていない区域で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断できます。

第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものであることから、例外的に許可できるものです。

資金については、全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号18についてご説明いたします。

本件の借人は、近江八幡市に居住する者で、貸人は上大森町に居住する者で、使用貸借により一般住宅として利用するために転用の申請があったものです。なお、申請地については、昭和30年代に申請人の父親が農地法の許可を受けずに物置を建築したとして、顛末書付きの申請となっています。なお、既存の物置は解体されます。

申請地は、東近江市上大森町字犬塚〇〇〇番〇、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積1221平方メートルの内319.93平方メートルの土地です。申請理由及び土地の選定理由につきましては、借人家族は現在近江八幡市の借家に居住しておりますが、子どもの成長に伴い手狭となってきたため、住宅の建設を検討された結果、父母の住宅に隣接しており、今後両親の面倒を見るのに利便性が良いとして当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が83.91平方メートルの住宅の建築と自家用車及び来客用車両3台分の駐車場として利用される計画であります。

土地の造成計画につきましては、表土の鋤取りは行わず、整地をされた後、転圧して仕上げる計画です。北側農地との境界部分については、コンクリートブロックを設置し土砂の流出を防止されます。雨水については、敷地内に浸透枿を設置し処理されます。

申請地は、東近江市長山公園から南に680メートルに位置し、周囲を道路、畑、宅地に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振白地の土地であります。特定土地改良事業等の施行区域内の農地であることから、第1種農地と判断できます。

第1種農地については、原則許可できませんが、集落に接続して設置される住宅であることから、例外的に許可できるものです。

資金については、金融機関からの借入金により調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、愛知川沿岸土地改良区の意見書を初め、他の添付書類についても問題はありませんでした。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

番号19についてご説明いたします。

本件の借受人は、彦根市に所在し県内で砂、砂利、玉石採取及び販売業を営んでいる、滋賀県知事から砂利採取業者登録を受けている法人で、貸渡人は横山町に居住する者 他2名で、使用貸借により砂利採取として一時利用するために転用の申請があったものです。

申請地は、東近江市横山町字中川原〇〇〇〇番外2筆、登記地目「田」、現況地目「田」、合計面積10,987平方メートルの内9,651.69平方メートルの土地です。

申請理由は、建設工事のコンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、貸渡人から砂利層を入れ替えて欲しいとの要望があることから陸砂利を採取する為申請されたものです。

土地の選定理由につきましては、申請地が日野川から近くに位置し、砂利採取に適しているためとしています。

土地の利用計画につきましては、転用に係る農地をトラロープで仮囲いをし、出入口部分には三角バリケードを、採取場の周りには柵を設置されます。申請地西側の市道から進入し、10トンダンプにて当該採取場へ進入します。採取場への進入路には敷鉄板を敷設される計画であります。掘削を行う農地は境界線から保全区域2メートルを確保し、1対1の掘削勾配をとり、深さ5メートルまでバックホーで採掘、採取した後、10トンダンプに積込・運搬し、搬出する計画であります。

採取後は、契約業者より調達した良質残土を地主が確認の上、埋め戻すこととしています。

申請地は、市立蒲生北小学校から北西へ約1.6キロメートルに位置し、周囲を田、道路、用悪水路に囲まれた都市計画法市街化調整区域の農振農用地区域内農地であります。

本来、農振農用地区域内農地の転用は認められませんが、本件については、一時的な利用であって、利用すべき資源の関係から位置が限定されるものであり、又、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可し得るものであります。一時転用期間は許可日から1年間の計画です。資金については全額自己資金にて調達され、一般基準においても基準に抵触するものはなく、添付書類については、東近江市長の農業振興地域整備計画の達成に支障のない旨の意見書の他、日野川流域土地改良区意見書、地元自治会長及び農業組合長、水利組合長の同意書、土地所有者、事業者及び保証人との間で、埋め戻し及び農地復元における保証契約書が提出されております。

なお、本件は、砂利採取法第16条の規定に基づく認可が必要であり、砂利採取法の認可と同時に許可することになります。

以上、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。

本案についても、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

20番 1月7日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。

10番の太陽光発電ですが、土地所有者同士の関係で隣接地の同意がないとのことですが、事業者との関係においては設置することに問題がないとのことであり、被害防除に関する誓約も添付されていることから、止むを得ないと判断します。

15番の太陽光発電ですが、周辺には同様の施設があり、この辺一帯で開発されているようですが、農地としての保全も難しく活用を図るには止むを得ないと判断します。

16番の庭と17番の駐車場ですが、譲受人の一方は住宅の庭として、もう一方が会社の駐車場として既存敷地と一体的に利用されます。周辺にも支障はなく問題ないと判断します。

18番の住宅ですが、子どもさんが住まわれるとのことですが。転用済の既存農業用倉庫が隣接しますが、未転用の底部分を解体し申請地への進入路とされ接道要件を満たされます。進入路に供されない未転用箇所については、農地に復元されますので、許可相当と判断します。

19番の砂利採取の一時転用ですが、一級河川が近くにあり地下水位が高く非常に水はけが悪い所であることから、土壌改良として申請されるものです。田の一部は転用区域から除かれております。集落では排水改良のため暗渠排水工事に取り組みされており、申請地においても工事の予定をされています。営農作業に支障はないものと判断し、許可相当と考えます。

以上、調査報告とします。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。それでは、ここで審議に入ります前に、〇〇〇〇委員には、農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(〇〇〇〇委員退席・退室)

議長 それでは審議に入ります。
1番について、何かご意見はございますか。

9番 1番ですが、進入路の件ですが、カーポートを取り壊し進入路とされますが、隣接の〇〇〇番の所有者は誰になっていましたか。

事務局 所有者は土地改良区です。

9番 表示が公道となっていますが、どこを指して公道なのですか。

事務局 図面表示の誤記ですので、敷地境界線に訂正させていただきます

9 番 そうすると譲渡人の残地となる奥の田には土地改良区所有の道路を歩いて行かれる訳ですが、その先は申請地を歩いて田に進入されるということですね。

事務局 その通りです。

9 番 結果的には譲渡人の奥の田へは土地改良区の道路から譲受人となる親戚の敷地を歩いて行かれることになるのですが、どう解釈すればいいのですか。親戚であっても田への進入路として、道路が必要ではないのですか。

事務局 両方で協議了解の上、使用承諾等で問題はないと考えます。

9 番 進入路としての幅を確保する必要がありますね。

事務局 必要ですが、どこから田に進入されるのかによると思います。

9 番 親戚であるので、まだ良いと思いますが、一般論として他人であれば進入路の確保が条件になると思うのですが。

事務局 営農上の支障の有無を考えた時に、進入路の使用承諾があれば転用そのものに問題はないと考えます。申請者も将来的には農業を視野に入れて計画されていますので、今後、隣接の田を耕作されることも考えた場合、これも方法の一つではないかと考えています。

9 番 田への進入路としての道路でなくても使用承諾等があれば良いとの考えですか。

事務局 そうです。

20番 申請地への進入路は、接道の関係で本人所有であるものと思いますが、後々問題とならないよう、しっかりと確認を取っていただきたいと思います。

事務局 申請地は、建築基準法上の道路に接道する必要があり、手前の既存の宅地の一部を進入路として敷地分割し、建築敷地と道路との接道要件を満たすよう建築サイドから指導をされているように聞いています。

2 番 私の地域でも耕作放棄地でこのような事象があります。親子関係ですが分筆されたところが後で売買され塞がれてしまって、誰も入っていけずに困っているところがあります。報告をしておきます。

9 番 後々のことを考えると、使用貸借契約や分筆登記をされておかれた方が良いと思います。

事務局 後々問題の起こらないよう許可書を発行する時に申請者に対して指導を徹底します。

議長 ご指摘については、十分に事務局で対応願います。

議 長 それでは、2番、3番について、何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、4番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、5番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、6番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、7番について何かご意見はございますか。
(異議なし)
それでは、8番について何かご意見はございますか。

2 2 番 譲渡人の一人であります〇〇〇〇農業協同組合について説明させていただきます。「蒲生に二つの農協があるのか」と思われますが、農協法に基づく法人登記された団体で、監督官庁の県や登記所にも届けられており、代表者も登記簿に乗っています。ただ、貯金や貸付、購買、販売、信用、営農指導などJA業務には全く取り組んでおられません。財産管理のみをされているだけです。大塚町は上大塚、下大塚、東大塚の三つに分かれてあり、上大塚と下大塚の二つが山など共同所有地を管理するためにつくられた農協で、事務所は縮まっていますが木製の組織看板が掲げられています。また、太陽光をされる山は殆どが本農協所有です。

2 番 休眠状態のような農協は他にもあるのですか。

事務局 把握しておりません。

2 番 旧八日市市の場合は、村中を認定の団体が持つように指導されていたと思いますが、旧蒲生がこのように共同所有地の管理のため農協をつくられたのなら、他にもあるかも知れないですね。

2 2 番 このような農協は、蒲生でここだけです。村中にできない理由があったと思いますが、当時のことを知る方も居ませんので、今となっては分かりません。

2 番 戦後マッカーサー指令で村中は全部を公共に移せとなった時に、市にするか特認団体にするかだったのですね。

2 2 番 旧蒲生の場合は、村中は町管理になっていましたので、地縁団地である自治会は村中から自治会に登録されていると思います。

2 番 八日市も地縁団体にして市から戻して貰おうとされています。

議 長 次に進めてよろしいですか。

議 長 それでは、9番について何かご意見はございますか。
(異議なし)

それでは、10番について何かご意見はございますか。

15番 10番ですが、説明の中で隣地の承諾は無いとのことですが、最終的に必要ないのですか。

事務局 法定書類ではありませんが、事務局では被害防除の関係から以前から隣地承諾は添付するよう求めています。事務局としましては、隣接農地に被害や支障が無いことが判断できれば止むを得ないと考えます。確認できるものとして、事業者に説明させており、これにより問題ないと判断しています。

15番 トラブルが発生した時に、借主の自業者は撤退されるだけなので、事業者が責任を持ちますと言うことの承諾を取っておく必要があると思います。

20番 事業者と隣接所有者との間に問題はありません。

15番 問題があれば事業者は撤退されると思われるので、支障がなければそれで良いが、恒久的なら問題はあるのではないですか。

事務局 今までと同様に、隣地の承諾を求めて添付いただくよう指導したいと考えています。

議長 十分に事務局で対応願います。

議長 それでは、15番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、16番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、17番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、18番について何かご意見はございますか。

(異議なし)

それでは、19番について何かご意見はございますか。

9番 19番の砂利採取ですが、農業新聞の記事にもなりました。当市ではないが、埋め戻しに少々の石が混入しても仕方ないとの話もありました。東近江市ではそのようなことが起こらないように配慮いただきたいと思います。

議長 県の農業会議で提案しました。これを受け県農政課、国土交通省も動かれ、今、県農政課、河港課をはじめ関係者会議で要綱を調整中です。何かあれば県も真剣に取り組んでもらえるものと期待しています。

議長 それでは、議案第2号につきまして採決に移ります。

本案を承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは、審議が終了しましたので、〇〇〇〇委員の入室、着席をお願いします。

(〇〇〇〇委員入室・着席後休憩)

議 長 再開します。議案第3号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可について、次のとおり事業計画変更承認申請があったので承認することについて意見を求めます。

番号1についてご説明いたします。

本件については、平成30年度12月期の第9回月例総会において、ご審議をいただいた案件でございます。砂利採取を目的とした一時転用であり、許可の期間は、平成31年1月24日から令和2年1月23日までの1年間です。申請地は、東近江市中小路町字川原口〇〇〇番〇〇外17筆、登記地目「畑」、現況地目「田、畑」、合計面積7,534.62平方メートルの土地です。申請理由につきましては、転用事業者は、建設工事のコンクリート骨材として砂利が必要なこと、また、有事の際のストックとして砂利購入業者から常に一定量を求められていることから、一時転用の許可を受け、陸砂利を採取しておりますが、人員不足等の理由により、当初の一時転用の許可期間内に終了し、農地に復元することができないため、今般、工事期間を令和2年4月30日まで延長すべく申請に至ったものであります。

当該申請につきましては、当初の計画にあった一時転用の期間が変更されるのみであり、事業規模や数量には追加変更がない為、当初計画に従って事業が実施されることが確実であります。また、工事期間の延長につきましては地権者及び地元農業関係者の同意も得られており、周辺の農地への影響は変更後も同程度であるため、農地転用許可基準により転用許可相当と認められ、承認することが相当と考えます。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案については、事前調査がなされておりますので、調査の報告を求めます。

20番 1月7日に〇〇〇〇委員と私と事務局で現地調査を行いました結果を報告します。
一部が埋め戻しされておりましたが、見た感じでは良質土であることが分かりました。今後は、砂利採取期間中に現地を見て確認しておくことも必要と思われましたので提案させていただきます。現地は特に問題ないと判断しました。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
何かご意見はございますか。

議 長 提案がありましたように、月に一度の転用現地調査時に、事務局の判断で委員

が現地を確認することでどうでしょうか。
(異議なし)

議 長 今後はそのようにさせていただきます。
他にご意見はございませんか。

3 番 地主の承諾は必要ないのですか。

事務局 所有者の同意を得られております。

議 長 ほかに意見はございませんか。
(異議なし)

議 長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は承認されました。

議 長 次に、議案第4号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

主 事 議案第4号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
農用地利用集積計画は1月31日の公告を予定しておりまして、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は5件17筆30,269㎡、利用権設定は31件、55筆93,410㎡、このうち、円滑化事業により農協を間にはさんだ貸借は11件27筆30,891㎡です。設定を受ける認定農業者は10名で、60,693㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約49%です。

議案の1ページから4ページ目までが所有権移転で、5ページ以降が利用権設定の議案になっております。

次に補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は大森町の2筆であり、2筆で〇〇万円を対価として売買により、令和2年2月10日に所有権が移転され、移転をする者は大森町に居住する者で、移転を受ける者も大森町に居住する認定農業者となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は愛東外町の6筆であり、6筆で〇〇万円を対価として売買により、令和2年2月10日に所有権が移転され、

移転をする者は大阪府に居住する者で、移転を受ける者は愛東外町に居住する認定農業者となっております。

3 ページの番号 3 の所有権を移転する農地は鯉江町の 1 筆であり、1 筆で〇万円を対価として売買により、令和 2 年 2 月 1 0 日に所有権が移転され、移転をする者は鯉江町に居住する者で、移転を受ける者も鯉江町に居住する認定新規就農者となっております。

4 ページの番号 4・5 の所有権を移転する農地は読合堂町の 3 筆と、5 筆であり 3 筆で〇万〇千〇〇〇円、5 筆で〇〇万〇〇〇円を対価として売買により、令和 2 年 2 月 1 0 日に所有権が移転され、移転をする者は大阪府、京都府、東京都に居住する者で、移転を受ける者は読合堂町に居住する認定農業者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、5 ページから 1 7 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定で、1 8 ページ以降が円滑化事業による貸借となっています。

以上が補足説明です。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです、どうぞよろしくをお願いします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

本案につきまして何かご意見はございますか。

1 2 番

4 ページの 8 筆ですが、対価について教えてください。

1 9 番

反当り〇万円です。営農組合も本人も無償譲渡で受けることで話をしていましたが、無償譲渡でも法人が受ける場合は、みなし譲渡となり 8 0 0 万円の特別控除がありますが、みなし課税として申告が必要となりますので、この場合は、時価相当額となり、これを地主が申告してしまうと市民税、県民税、国保税に影響するとのことです。この対価を税務署がどう判断されるのか懸念がされます。地元では通常反当り 1 0 万円程度で取引されています。税理士とも相談した上での申請ですので、よろしくをお願いします。

税務署は無償譲渡であっても申告しなくてよいとはならないと言っています。無償譲渡は他の法人でもあると思いますが、今後は無償譲渡であっても申告が必要になると思われるので、法人や担い手等に市の方からも説明されるなり指導されるよう対策をされたいと考えます。

2 番

固定資産税評価額の 2. 3 倍だったと思いますが、税理士に言われたことがあります。税理士によって違うのかも知れませんが、それからすると、この対価はどうなのかなとは思っています。

- 19番 税務署に相談に行った時、近傍の取引で申告をしてくださいと言われますが、その近傍の情報をどのように得るのでしょうか。評価額や実勢取引価格は我々が言うものではないと考えています。
- 2番 国土交通省の農地取引標準価格がありますが、高く設定されていると思います。
- 15番 今後、こう言ったことは出てくるので認識を高めておかなければなりません。
- 議長 市から指導されるようお願いいたします。
- 議長 それでは採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)
- 議長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
- 議長 次に、議案第5号「東近江市農業委員会規程の一部改定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第5号東近江市農業委員会規程の一部改正について説明します。
議案書11ページと別紙「新旧対照表」をご覧ください

本議案は、令和元年12月議会において、農地利用最適化推進委員を委嘱しないものとし、農業委員定数を22人から40人に変更する「東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例」が議決されたことと、また、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、令和元年11月1日に施工され、これにより農地法の一部が改正されたことに伴い、東近江市農業委員会規程の一部を改正するものです。

別紙「新旧対照表」をご覧ください。

始めに「東近江市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の一部を改正する条例」に伴う改正が第2条、第6条、第7条、第16条です。

農地利用最適化推進委員を委嘱しないことから「推進委員」という言葉を削るなどを改正するものです。

次に農地法の一部改正に伴い、農地法第4条及び農地法第5条の市街化区域内の農地転用届出書に関する規程の号番号が変更になったことから第14条を改正するものです。

また、第13条は、市の全委員会における市長の権限を見直したことにより一部改正するものです。

以上、ご審議をよろしく願います。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 本案について何かご意見はございますか。

1 2 番 規程の改正後に定数の記載がないのはなぜですか。

事務局 法律に基づき任命される農業委員は市の農業委員の定数に関する条例で定数を40人と定めており、本規程においては、組織人員を改めて記載する必要がないためです。

7 番 農地最適化推進委員を置かないことから一部改正するのではないのですか。

事務局 委員定数に関する条例の改正で、農地利用最適化推進委員を委嘱せず、農業委員を40人としていますので、本規程では人数を記載しないことで総務部と調整を図りました。

議 長 ほかに意見はございませんか。
(異議なし)

議 長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって本案は可決いたしました。

議 長 次に、議案第6号「土地改良事業参加資格交替の申出について」を議題と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 土地改良事業に参加する資格は、所有権に基づき耕作する者、または、農地を借り受けて耕作する者となっています。
また、農地を借り受けて耕作する場合でも、土地改良法第3条第2項に基づき、農業委員会に対し、所有者及び耕作者が合意によって土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨申出があり、これを農業委員会が承認することにより資格が交替することができるとなっています。
また、農業委員会が「相当と認める基準」につきましては、耕作者が耕作を適正に行っていない等、信義に反した行為をした場合などに、賃貸借の解約が許可される農地法第18条に規定される要件に該当する場合か、または、所有者を参加させることが土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等土地改良法の目的に照らし妥当と認められる場合のいずれかであります。
このたび、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出があった案件であります。

追加議案書をご覧ください

このたびの申出に係る土地改良事業につきましては、国営施設機能保全事業日野川地区で、これに係る事業に参加する資格の交替すべき旨の申出があり、こ

のことから申出に対し、承認することについて意見を求めるものでございます。

今回の申出件数は1件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担することで双方が同意されています。

また、賦課金については、土地改良区を適切に管理・運営していく上で重要な資金であり、負担する事となる土地所有者は組合員として土地改良区の運営を見守る必要があるため資格の交代を申し出されたものであります。

以上のことから、現資格者である耕作者（農地の使用収益権者）から、新資格者である所有者に事業に参加する資格を交替することが、土地改良事業の円滑な推進や管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められますので、申出を承認することは相当と判断します。

以上よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議 長 本案について何かご意見はございますか。
(異議なし)

議 長 採決に移ります。本案を承認される方は挙手を願います。
(全員挙手)

議 長 全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議 長 次に、事務局長の専決事項として処理しております、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について」、報告第3号「田畑転換等農地の形状変更届出の報告について」、報告第4号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」、報告第5号「農地の貸借権の合意解約の報告について」、報告第6号「市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告について」を事務局に一括して報告を求めます。

事務局 それでは、報告第1号から報告第6号まで、一括して報告させていただきます。まず、報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。
議案書12ページをご覧ください。

1番について、ご説明します。

本件の届出者は、東近江市五智町に居住する者で、届出の所在地は東近江市五智町字早馬〇〇〇番外2筆で、登記地目は「山林」「畑」で、現況地目は「畑」で、面積は併せて、1,359平方メートルです。
位置については、市立御園小学校から南西へ約150メートル離れた「第1種

中高層住専」内に位置します。
転用目的は、貸駐車場です。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番について、ご説明します。
本件の届出者は、東近江市小脇町に居住する者で、届出の所在地は東近江市小脇町字福〇〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」で、面積は664平方メートルの内 512平方メートルです。
位置については、近江鉄道太郎坊駅から南へ約100メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。
転用目的は、共同住宅です。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、届出地2件は、道路と住宅に囲まれた一角で、付近には影響もなく適正と認め受理したものです。

受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号に基づく届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告についてを報告させていただきます。
議案書13から14ページをご覧ください。

1番についてご説明します。
本件の譲受人は、東近江市小脇町に居住する者で、譲渡人は、東近江市小脇町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市小脇町字福〇〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」、面積は631平方メートルの内246平方メートルとなります。
位置については、近江鉄道太郎坊駅から南へ約100メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。
転用目的は、駐車場です。
届出地は、周囲を住宅と道路に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。
担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

2番についてご説明します。
本件の譲受人は、東近江市小脇町に居住する者で、譲渡人は、東近江市小脇町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。
届出の所在地は、東近江市小脇町字福〇〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」、面積は664平方メートルの内137平方メートルとなります。
位置については、近江鉄道太郎坊駅から南へ約100メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。
転用目的は、駐車場です。
届出地は、周囲を住宅と道路に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

3番についてご説明します。

本件の譲受人は、東近江市小脇町に居住する者で、譲渡人は、東近江市小脇町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市小脇町字福〇〇〇〇番〇で、登記地目「畑」、現況地目「宅地」、面積は99平方メートル内76平方メートルとなります。

位置については、近江鉄道太郎坊駅から南へ約100メートル離れた「準住居」内に位置します。

転用目的は、共同住宅の専用道路です。

届出地は、周囲を住宅と道路に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

4番についてご説明します。

本件の譲受人は、東近江市小脇町に居住する者で、譲渡人は、東近江市小脇町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市小脇町字福〇〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」、面積は631平方メートルの内410平方メートルとなります。

位置については、近江鉄道太郎坊駅から南へ約100メートル離れた「第2種中高層住専」内に位置します。

転用目的は、共同住宅です。

届出地は、周囲を住宅と道路に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

5番について、ご説明します。

本件の譲受人は、大阪府寝屋川市で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市東中野町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市中野町〇〇〇番〇外1筆で、登記地目「畑」、現況地目「田」、面積は併せて1,097平方メートルとなります。

位置については、市立聖徳中学校から西へ約500メートル離れた「第2種住居」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、周囲を道路と宅地に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

6番について、ご説明します。

本件の借受人は、東近江市蛇溝町で土木建設業を営む法人で、貸渡人は、東近江市今崎町に居住する者で、使用貸借により借り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市今崎町字北中道〇〇〇番で、登記地目、現況地目共に「田」、面積は694平方メートルの内9平方メートルとなります。

位置については、市立聖徳中学校から西へ約800メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、一時転用で透水性試験調査です。

届出地は、周囲を宅地と田に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

7番について、ご説明します。

本件の譲受人は、岐阜県岐阜市で不動産業を営む法人で、譲渡人は、東近江市桜川東町に居住する者で、売買により譲り受けるものです。

届出の所在地は、東近江市桜川東町字二ノ分木〇〇〇番〇で、登記地目、現況地目共に「田」、面積は171平方メートルとなります。

位置については、市立蒲生東小学校から東へ約480メートル離れた「第1種住居」内に位置します。

転用目的は、分譲宅地です。

届出地は、周囲を道路と田に囲まれており、付近への影響もなく適正と認め受理したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です

以上、5条7件の受理通知につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「事務局長の専決事項」第8号「農地法第4条第1項第8号、第5条第1項第7号及び第43条第1項による届出の処理に係る委員会の権限」により交付しております。

事務局

続いて、報告第3号、田畑転換等農地の形状変更届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書15ページをご覧ください。

本件の届出者は、東近江市横山町に居住する者で、届出の所在地は、東近江市横山町字里中〇〇〇〇番で、登記地目「田」、現況地目「畑」で、面積621平方メートル土地において、自宅に隣接しており利便性や管理が容易であることから自家用野菜畑として「田」から「畑」への形状変更を行うものです。

なお、二十数年前に自家用野菜の作付けのため、自宅に隣接する当該土地を購入し、許可を受けずに耕土で盛土をしたという顛末書付きで届出のあったものです。

届出地は、名神高速道路蒲生スマートインターチェンジから南へ約600メートルに位置し、周囲を田に囲まれた都市計画区域内の農振農用地区域内農地です。

農業経営計画書や地元土地改良区の意見書、隣接者同意書等も添付されており、周辺への影響もないと判断することから同意したものです。

担当農業委員は、〇〇〇〇委員です。

以上、1件の同意書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局

次に、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告についてを報告させていただきます。

議案書16ページから19ページをご覧ください。

今回の番号1番から番号22番につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人について、「あっせん希望の有無」は、すべて「無」となっております。なお、届出をされた者への受理通知につきましては、届出された農地について「農地台帳」等関係書類により確認後、第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

事務局 続いて、報告第5号、農地の貸借権の合意解約の報告についてを報告させていただきます。
議案書20ページからご覧ください。

貸借権の合意解約について説明をします。

貸借権の合意解約につきましては、1番から48番までです。

届出のうち、届出44番が「農地法第3条」による解約で、それ以外は「農業経営基盤強化促進法」によるものの解約です。

また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、ありませんでした。

解約理由につきましては、届出2番が転用に伴う解約で、届出3番が自作に伴う解約で、届出45番から届出47番が売買に伴う解約で、これ以外は全て貸し替えに伴う解約となっています。

次に 議案書28、29ページをご覧ください

使用貸借の合意解約につきましては、1番から7番までです。

届出1番につきましては「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画による貸借権」の解約で、届出3番、届出5番につきましては「農地法第3条による貸借権」の解約、それ以外が「農業経営基盤強化促進法による貸借権」の解約です。

また、農地中間管理事業に関連する解約につきましては、届出1番が「農地中間管理機構と担い手によります農地利用配分計画」の解約です。

届出2番が「所有者と農地中間管理機構との農業経営基盤強化促進法による利用権」の解約です。

解約理由につきましては、全て貸し替えに伴う解約となっています。

事務局 続いて、報告第6号、市街化調整区域内における農家住宅の農業者証明の報告についてを報告させていただきます。
議案書30ページをご覧ください。

1番についてですが、申請人等は、東近江市野村町に居住する者で、東近江市野村町字石ナ原〇〇〇番〇、面積298.60平方メートルの敷地に農家住宅を建築予定です。

今回の申請は、建築主が過去3年以上10アール以上の農地を自ら耕作していることの証明願いであるため、審査の結果、経営面積は現在28.68aで過

去3年においても、10アール以上の農地を自ら耕作しており、農業者基準第1号に該当する農業者であることを確認し、証明書を交付したものです。

以上、1件の証明書の交付につきましては、農業委員会規程第9条に基づき「事務局長専決事項」として交付しております。

事務局 以上、報告第1号から第6号の報告とさせていただきます。

議長 事務局の報告が終わりました。
ただいまの報告事項について、何かご意見はございますか。

議長 特にないようですので、これで「報告事項」を終わります。

議長 以上で本日の議事及び協議、報告案件はすべて終了致しました。
これをもって令和元年度、第10回、1月期の月例総会を終了致します。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○○ ○○

5番 ○○ ○○

6番 ○○ ○○